

上場申請のための有価証券報告書（ の部）の訂正報告書

株式会社エフェクター細胞研究所

【表紙】

【提出書類】	上場申請のための有価証券報告書（ の部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 畔柳 昇 殿
【提出日】	平成17年3月9日
【会社名】	株式会社エフェクター細胞研究所
【英訳名】	Effector Cell Institute, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金ヶ崎 士朗
【本店の所在の場所】	東京都目黒区駒場1-33-8
【電話番号】	03（5452）0651
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室長 川瀬 正剛
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区駒場1-33-8
【電話番号】	03（5452）0651
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室長 川瀬 正剛

1 【上場申請のための有価証券報告書（ の部）の訂正報告書の提出理由】

平成17年2月23日付をもって提出した上場申請のための有価証券報告書（ の部）の記載事項のうち、記載内容の一部について訂正が必要となったため、上場申請のための有価証券報告書（ の部）の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報	1頁
第2 事業の状況	1
2 生産、受注及び販売の状況	1
(2) 受注状況	1
第三部 株式公開情報	2
第2 第三者割当等の概況	2
1 第三者割当等による株式等の発行の内容	2
第3 株主の状況	8

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 頁で示してあります。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

2【生産、受注及び販売の状況】

(2) 受注状況

(訂正前)

事業部門別	第5期 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)				第6期中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
創薬事業	810,000	-	405,000	-	-	360,000
受託・共同研究事業	59,372	1,228.4	32,948	-	7,815	<u>37,761</u>
装置販売事業	47,381	-	-	-	141,892	-
合計	916,754	-	437,948	-	149,707	<u>397,761</u>

(注) 1. 第5期の受注高・受注残高には、消費税等が含まれております。

(訂正後)

事業部門別	第5期 (自 平成15年6月1日 至 平成16年5月31日)				第6期中間会計期間 (自 平成16年6月1日 至 平成16年11月30日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
創薬事業	810,000	-	405,000	-	-	360,000
受託・共同研究事業	59,372	1,228.4	32,948	-	7,815	<u>37,961</u>
装置販売事業	47,381	-	-	-	141,892	-
合計	916,754	-	437,948	-	149,707	<u>397,961</u>

(注) 1. 第5期の受注高・受注残高には、消費税等が含まれております。

第三部【株式公開情報】

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

(表 略)

(訂正前)

(注) 1～12 略

13. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
行使時の払込金額	100,000円	100,000円	500,000円
行使請求期間	平成17年4月9日から 平成25年4月8日まで	平成17年4月9日から 平成25年4月8日まで	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで
行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任及び退職の場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の社外協力者たる地位を保有していることとする。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任及び退職の場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
譲渡に関する事項	<p><u>新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</u></p>	<p><u>新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</u></p>	<p><u>新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</u></p>

	新株予約権（４）	新株予約権（５）	新株予約権（６）
行使時の払込金額	500,000円	500,000円	500,000円
行使請求期間	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで	平成18年5月29日から 平成26年5月27日まで
行使の条件	<p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任及び退職の場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任及び退職の場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
譲渡に関する事項	<u>新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</u>	<u>新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</u>	<u>新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</u>

	新株予約権（7）
行使時の払込金額	50,000円
行使請求期間	平成18年5月29日から 平成26年5月27日まで
行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役、監査役及び従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任及び退職の場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
譲渡に関する事項	<u>新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</u>

14. 略

(訂正後)

(注) 1～12 略

13. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
行使時の払込金額	100,000円	100,000円	500,000円
行使請求期間	平成17年4月9日から 平成25年4月8日まで	平成17年4月9日から 平成25年4月8日まで	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで
行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が<u>正当な理由があると認め</u>た退任及び退職の場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の社外協力者たる地位を保有していることとする。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が<u>正当な理由があると認め</u>た退任及び退職の場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
譲渡に関する事項	<u>当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。</u>	<u>当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。</u>	<u>当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。</u>

	新株予約権（４）	新株予約権（５）	新株予約権（６）
行使時の払込金額	500,000円	500,000円	500,000円
行使請求期間	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで	平成17年10月28日から 平成25年10月23日まで	平成18年5月29日から 平成26年5月27日まで
行使の条件	<p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認められた退任及び退職の場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が正当な理由があると認められた退任及び退職の場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
譲渡に関する事項	<u>当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。</u>	<u>当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。</u>	<u>当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。</u>

	新株予約権（7）
行使時の払込金額	50,000円
行使請求期間	平成18年5月29日から 平成26年5月27日まで
行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役、監査役及び従業員の場合は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任若しくは取締役会が<u>正当な理由があると認め</u>た退任及び退職の場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。</p> <p>その他の条件については、臨時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
譲渡に関する事項	<p><u>当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書により、本新株予約権は譲渡できない旨定められております。</u></p>

14. 略

第3【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
グローバル・テック・インベストメント(株)	東京都千代田区一番町9 - 8	400	0.29
合計	-	138,090 (50,040)	100 (36.24)

(注) 略

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
グローバル・テック・インベストメント(株)	東京都千代田区紀尾井町3 - 19 - 501	400	0.29
合計	-	138,090 (50,040)	100 (36.24)

(注) 略